

保安機関の認定の更新 申請の手引

(改訂履歴)

改訂年月日	改訂の概要	該当ページ
R2.11.4	新たに作成	全ページ
R3.3.12	押印を求める手続見直しのため	3,10,16～19,21～23

東京都環境局環境改善部環境保安課

東京都多摩環境事務所管理課

目次

	ページ
1 はじめに	3
2 保安機関の認定の更新申請手続について	3
3 申請に必要な書類（申請書類チェックリスト）	4
4 申請書類記載方法	5
5 申請書の記載例	9
例 1 保安機関認定更新申請書	10
例 2-1 保安業務計画書	12
例 2-2 保安業務資格者一覧表	13
例 2-3 保安業務に係る技術的能力を証する書面 （記号 RA の場合）	14
例 3 緊急時対応範囲	19
例 5 保安業務以外の兼業内容に関する書面	20
例 6-1 欠格事由非該当誓約書（個人）	21
例 6-2 欠格事由非該当誓約書（法人）	22
申請者が法人の場合に提出	
例 7 役員及び構成員の構成を説明した書面	23

別添 申請書

様式第 14	保安機関認定更新申請書
様式第 13	保安業務計画書
01	保安業務資格者一覧表
02	保安業務に係る技術的能力を証する書面
03	事業所の位置及び当該事業所において緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面
04	保安業務以外の兼業内容に関する書面
05	欠格事由非該当誓約書（個人）
05	欠格事由非該当誓約書（法人）
06	その役員及び構成員の構成に関する書面

1 はじめに

この手引は、東京都において「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第 29 条に規定されている保安機関の認定を受けた方が、同法第 32 条の規定により、認定の更新申請を行う際の手続を簡潔にまとめたものです。一般消費者等に対する液化石油ガス保安業務を継続して行おうとする方は、法律の趣旨を十分ご理解の上、この手引を参考に手続を行ってください。

なお、申請用紙の記入漏れや添付書類の不備があった場合、提出書類を受付できないことがあります。受付した場合でも、認定の基準を満たさない場合は、認定ができないことがあります（手数料は返却できません）。提出書類や添付書類に虚偽や不正があった場合は、認定の取消しになりますので注意してください。

＜＜保安機関の認定の更新 ―第 32 条・規則第 34 条―＞＞

保安機関の認定は、5 年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。そのため、保安業務を継続して行おうとする者は、更新の申請を認定の期間の満了する 30 日前までに行う必要があります。

2 保安機関の認定の更新申請手続について

申請に必要な書類を正 1 部、申請者控として副(正の写し)1 部及び手数料を用意してください。

保安機関の認定更新の手続き自体は単純更新の手続きです。つまり、認定更新の手続きでは、消費者枠の増減、保安業務区分の追加等の変更を行うことはできません。変更の場合は別途の手続きが必要になります。このように認定更新申請にあたっては、いくつかの留意点があるため余裕をもって認定の期間の満了する 40 日前までに申請するようにしてください。

申請にあたっては、事前に下記申請先へご予約いただきから、ご来庁いただくようお願いいたします。押印廃止に伴い社員証や身分証による確認をさせていただきますのでご持参いただくようお願いいたします。

(1) 申請先

ア 保安業務に係る事業所の所在地が 23 区内又は島しょ地域の場合

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階北側
東京都環境局環境改善部環境保安課液化石油ガス担当
電話番号 03 (5388) 3545

イ 保安業務に係る事業所の所在地が多摩地域(23 区内又は島しょ地域

以外)の場合

〒190-0022 東京都立川市錦町 4-6-3 東京都立川合同庁舎 3 階
東京都多摩環境事務所管理課液化石油ガス担当
電話番号 042 (525) 4772

(2) 手数料

(6,900 円×保安業務区分の数)+14,000 円

記号(認定番号の末尾 2 文字)が RA の場合は、48,500 円

3 申請に必要な書類 (申請書類チェックリスト)

申請に必要な書類は、規則第 30 条にて規定されています。

番号	様式	申請書	備考	チェック
(1)	様式第14	保安機関認定更新申請書	前回認定申請した内容と変更があれば、事前に相談してください。	☐
(2)	ア 様式第13	保安業務計画書	事業所ごとに作成してください。	☐
	イ	0 1 保安業務資格者一覧表		☐
		免状・資格・講習履歴の写し		☐
	ウ	0 2 保安業務に係る技術的能力を証する書面		☐
		保安業務用機器の写真	(算定した)保安業務用機器ごとに写真撮影をしてください。	☐
(3)	0 3	事業所の位置及び当該事業所において緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面	緊急時対応の保安区分の認定を受ける場合は、提出してください。	☐
(4)		LPガス業者賠償責任保険に加入していることを証する書面		☐
(5)	0 4	保安業務以外の兼業内容に関する書面		☐
(6)	0 5	欠格事由非該当誓約書	個人用、法人用があるので該当する様式のみ提出してください。	☐

申請者が法人の場合は提出

番号	様式	申請書	備考	チェック
(7)	0 6	役員及び構成員の構成に関する書面		☐
(8)		法人の定款		☐
(9)		法人の登記事項証明書	申請日から3カ月以内に発行されたもの。写しでも可とします。	☐

4 申請書類記載方法

記載例を参照し、下記の記載事項に注意しながら作成してください。

(1) 保安機関認定更新申請書 様式第 14

記載例 10、11 ページ「例 1 保安機関認定更新申請書」

保安機関認定更新申請書に記載する項目は、原則として前回認定申請した内容と変更ないことを事前に確認してください。

<事前確認事項>

- ・保安業務に係る一般消費者等の数を増加する必要があるか。
- ・新たな保安業務区分を取得する必要があるか。
- ・保安機関の氏名又は名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名を変更する必要があるか。
- ・保安業務を行う事業所の所在地を変更する必要があるか。
- ・その他変更はないか。

前回申請した内容がわからない等、心配事がございましたら事前に相談いただくようお願いいたします。

別紙に「保安業務に係る事業所の名称及び所在地」「更新を受けようとする保安業務区分の一般消費者等の数」を記載してください。

(2) 保安業務計画書

保安業務計画書は、事業所ごとに作成してください。記載に当たって各々の項目について下記の要件を満たしているかを確認してください。また、保安業務計画書の内容を示すため、「保安業務資格者一覧表」「保安業務に係る技術的能力を証する書面」を添えて提出してください。

ア 保安業務計画書 様式第 13

記載例 12 ページ「例 2-1 保安業務計画書」

(ア) 一般消費者等の数

一般消費者等の数は、原則として前回認定申請した内容と変更ないことを確認してください。変更がありましたら別に届出等が必要になりますので、事前に相談いただくようお願いいたします。

(イ) 保安業務資格者の数

事業所ごとに、保安業務告示第 2 条で定める基準にて算定した数以上の資格者を確保してください。

(ウ) 保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者

保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する

者は、保安業務資格者に同行して点検・調査を補助する者(補助員)をいい、一般事務に従事する事務員は含まれません。

(エ) 保安業務用機器

事業所ごとに、保安業務告示第3条で定める基準にて算定した数以上の保安業務用機器を確保してください。

(オ) 緊急時対応を行う場合にあってはその方法

本項目は、緊急時対応を行う事業所は記載してください。①出動するための手段(自動車、オートバイ等)、②緊急時の連絡の受信方法(電話等)及び③集中監視システムの導入の有無について記載してください。

イ 保安業務資格者一覧表

記載例 13 ページ 「例 2-2 保安業務資格者一覧表」

保安業務資格者の氏名及び免状・資格を記入し、免状・資格・講習履歴の写しも合わせて提出してください。

※保安業務資格者は、業務主任者又は業務主任代理者と兼務してもかまいません。調査員及び補助員については、記入する必要はありません。

ウ 保安業務に係る技術的能力を証する書面

記載例 14～18 ページ 「例 2-3 保安業務に係る技術的能力を証する書面(記号 RA の場合)」

(ア) 保安業務資格者数の算定

途中式も記載し、計算のうえ提出してください。

(イ) 保安業務用機器数の算定

保安業務用機器の写真(撮影日がわかるように日付を入れる)も添えて提出してください。写真は、機器の外観全体が分かるように撮影をお願いいたします。

(3) 事業所の位置及び当該事業所において緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面

記載例 19 ページ 「例 3 緊急時対応範囲」

事業所の位置及び当該事業所において緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面は、緊急時対応の保安区分の認定を受ける場合は提出してください。

- ・図面は、添付白地図を参考に事業所ごとに作成してください。
- ・図面には、保安業務を行う事業所から原則として 30 分以内で緊急時対応を行える地理的範囲及びその事業所の位置を記載してください。

- ・図面の余白部に、LP ガス保安業務を実施しているお客様の区域を、「東京都新宿区」のように区市町村の単位で記入してください。

(4) 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面

保険加入証明書の写し（申請日時点で有効な書面）などの損害賠償の支払能力を証明する書面を提出してください。

(5) 保安業務以外の兼業内容に関する書面

記載例 20 ページ 「例 5 保安業務以外の兼業内容に関する書面」

保安業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載してください。法人の場合は、対外的な説明に用いられる会社概要書等の提出でも構いません。

ア LP ガスに関する業務

LP ガスに関する業務については、実施している業務内容の番号に「○」印を付けてください。

イ その他の業務

LP ガスに関する業務以外のものについては、「その他の業務」欄に、具体的に業務内容を記載してください。

(6) 欠格事由非該当誓約書

記載例 21 ページ 「例 6-1 欠格事由非該当誓約書(個人)」

22 ページ 「例 6-2 欠格事由非該当誓約書(法人)」

申請者が個人である場合は自らが欠格事由に該当しないこと、申請者が法人である場合は代表者が役員(役員には監査役は含まれない)及び当該法人について欠格事由に該当しないことを誓約してください。

<<欠格事由>>

- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・保安機関の認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ・心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者
- ・法人であって、その業務を行う役員のうちに前3項目のいずれかに該当する者があるもの

(7)～(9)については、申請者が法人の場合に提出(個人の場合は提出

する必要はありません。)

(7) 役員及び構成員の構成を説明した書面

記載例 23 ページ 「例 7 役員及び構成員の構成を説明した書面」

この書面は、法人において役員及び構成員(具体的には、役員名簿、社員名簿、組合員名簿、株主)のうち下記の者の合計割合が 3 分の 1 以下であることを説明するためのものです。

ア 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器の製造を主たる事業として行っている者又はその役職員

イ 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器の販売事業を主たる事業として行っている者又はその役職員

ウ 液化石油ガス設備工事の事業を主たる事業として行っている者又はその役職員

(8) 法人の定款

法人の定款の写しを提出してください。

(9) 法人の登記事項証明書

申請日から 3 カ月以内に発行されたものを提出してください。写しでも可とします。

申請書の記載例

× 整理番号
× 審査結果
× 受理年月日
× 認定番号

保安機関認定更新申請書

〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

東京都知事 殿

(フリガナ) カブシキガイシャ オオヤマショウテン
氏名又は名称 株式会社 大山商店

(法人のみ)
代表者の氏名 大山 靖

※押印は
不要です。

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号 XXX(XXX)XXXX

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1
項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地
別紙のとおり
- 2 更新を受けようとする保安業務区分
別紙のとおり

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。

保安機関認定更新申請書

別 紙

「保安業務に係る事業所の名称及び所在地」「更新を受けようとする保安業務区分の一般消費者等の数」を記載する。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
事業所の名称及び 所在地	供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点 検	定期消費設備 調 査	周知	緊急時 対 応	緊急時 連 絡
株式会社大山商店 新宿営業所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	—	200	200	200	200	200	—
株式会社大山商店 立川営業所 東京都立川市錦町四丁目6番3号	—	—	—	—	—	100	100

前回申請した内容と変更ないことを確認すること。

保安機関認定番号に「RA」が付く場合は、①、⑦の一般消費者等の数は記入しません。

様式第13(第30条関係)

保安業務計画書

事業所の名称 株式会社大山商店 新宿営業所
 事業所の所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
保 安 業 務 区 分		供給開始 点検・調 査	容器交換 時供給 点検	定期供給 点検	定期設備 費調 査	消 費 周 知	緊急時 対 応	緊急時 連 絡
一 般 消 費 者 等 の 数		-	200	200	200	200	200	-
保 安 業 務 資 格 者 の 数		液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 2 人 製造保安責任者 人 その他 人						
調 査 員 の 数		保安機関認定番号に「RA」が 付く場合は①、⑦は記入しま せん。						
保安業務資格者及び調査員以 外の者であって保安業務に従 事する者								
年間実働日数又は平均月間実 働 日 数			22 日/月	250 日/年	250 日/年			
保 安 業 務 用 機 器	自 記 圧 力 計	1 個						
	マ ノ メ ー タ	1 個						
	ガ ス 検 知 器	1 個						
	漏 え い 検 知 液	1 個						
	緊 急 工 具 類	1 式						
	一 酸 化 炭 素 測 定 器	1 個						
	ポ ー リ ン グ バ ー	1 個						
緊急時対応を行う場合に あ っ て は そ の 方 法		① 出勤の手段 自動車：2台 オートバイ：1台 ② 連絡の受信方法 電話： 有 ③ 集中監視システムの有無： 無						

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

01(規則第36条第1項第3号)

保安業務資格者一覧表

保安業務資格者の氏名	免状・資格(該当するものを○で囲む。)
大山 靖	○2種販売 ○設備士 業務主任者代理者 1種販売 丙種化学 その他 ()
大山 一男	2種販売 設備士 ○業務主任者代理者 1種販売 丙種化学 その他 ()
	2種販売 設備士 業務主任者代理者 1種販売 丙種化学 その他 ()
	2種販売 設備士 業務主任者代理者 1種販売 丙種化学 その他 ()
	2種販売 設備士 業務主任者代理者 1種販売 丙種化学 その他 ()
	2種販売 設備士 業務主任者代理者 1種販売 丙種化学 その他 ()
	2種販売 設備士 業務主任者代理者 1種販売 丙種化学 その他 ()

(備考)保安業務資格者の氏名及び免状・資格を記入し、**免状・資格の写しも合わせて提出**すること。(液化石油ガス設備士及び業務主任者の場合には、**再講習履歴の写しを含む**)

保安業務に係る技術的能力を証する書面 (保安業務区分ごとの算定式及び結果)

1 保安業務資格者の数

(1) 容器交換時等供給設備点検

消費者戸数 ÷ 100 ÷ 月間実働日数 - 調査員数 - 充てん作業員数

(ただし、0未満となる場合にあっては、0とする。)

保安業務計画書の一般消費者等の人数 保安業務計画書の実働日数、調査員数

(消費者戸数)	(100)	(月間実働日数)	(調査員数)	(充てん作業員数)	①	小数点第4位					
200	÷	100	÷	22	-	0	-	0	=	0.091	で四捨五入

(2) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査

定期供給設備点検及び定期消費設備調査に係る認定を受けようとする場合

(補助員を伴って点検及び調査を行う場合にあっては、20を三分の四倍することができる。)

保安業務計画書の一般消費者等の人数 保安業務計画書の実働日数

消費者戸数	20	年間実働日数	4	②	小数点第4位				
200	÷	20	÷	250	÷	4	=	0.010	で四捨五入

(3) 周知

容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査のうち一又は二以上の保安業務及び周知に係る認定を受けようとする場合

保安業務計画書の一般消費者等の人数

消費者戸数	40000	③	小数点第4位		
200	÷	40,000	=	0.005	で四捨五入

(4) 緊急時対応

保安業務計画書の一般消費者等の人数

消費者戸数	20000	④	小数点第4位		
200	÷	20,000	=	0.010	で四捨五入

◎ 事業所ごとに確保すべき保安業務資格者数は、保安業務区分ごとの算定結果の合計 (合計後、小数点以下切り上げ)

①	②	③	④	0.116				
0.091	+	0.010	+	0.005	+	0.010	=	1

2 保安業務用機器

保安業務区分ごとの保安業務用機器数は、1で算定された各区分ごとの保安業務資格者数に応じた次の数

(1) 容器交換時等供給設備点検 ①+調査員数+充てん作業者数

(2) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査 ②

(4) 緊急時対応 ④

なお、(2)定期供給設備点検及び定期消費設備調査に係る一酸化炭素測定器については、消費者戸数÷25÷年間実働日数÷4

消費者戸数	25	年間実働日数	4		⑤	小数点第4位
200	÷	25	÷	250	÷	4
				=	0.008	で四捨五入

◎ 事業所ごとに保有すべき保安業務用機器数は、保安業務区分ごとの算定結果の合計(合計後、小数点以下切り上げ)

		(1)	(2)	(4)	事業所必要数
		容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検及び定期消費設備調査	緊急時対応	
保安業務用機器	自記圧力計、マノメータ		② 0.010	④ 0.010	1
	ガス検知器		② 0.010	④ 0.010	1
	漏洩検知液	0.091	② 0.010	④ 0.010	1
	緊急工具類	0.091	② 0.010	④ 0.010	1
	一酸化炭素測定器		⑤ 0.008	④ 0.010	1
	ボーリングバー		② 0.010	④ 0.010	1

(備考) 算定した保安業務用機器ごとの写真を添付をすること。

保安業務用機器の写真提出方法

算定した保安業務用機器ごとに機器名、撮影日を記載した写真を
A4の台紙に貼付て提出してください。

自記圧力計 1台 マノメータ 1台 ○○○○年○○月○○日撮影

写真

(全体の外観が写るように撮影してください。)

(撮影時可能であれば日付を入れてください。)

○○○○/○○/○○

ガス検知器 1台

○○○○年○○月○○日撮影

写真

(全体の外観が写るように撮影してください。)

(撮影時可能であれば日付を入れてください。)

○○○○/○○/○○

漏洩検知液 1点

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日撮影

写真

(全体の外観が写るように撮影してください。)

(撮影時可能であれば日付を入れてください。)

〇〇〇〇/〇〇/〇〇

緊急工具類 一式

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日撮影

写真

(収納箱から取出した状態で、
工具類を撮影してください。)

(撮影時可能であれば日付を入れてください。)

〇〇〇〇/〇〇/〇〇

- ・赤旗
- ・赤色合図灯又は
懐中電灯
- ・メガホン
- ・ロープ 2本
- ・車輪止め 2個
- ・容器バルブ開閉
用ハンドル
- ・容器バルブグラ
ンドスパナ又は
モンキースパナ
- ・革手袋

一酸化炭素測定器 1台

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日撮影

写真

(全体の外観が写るように撮影してください。)

(撮影時可能であれば日付を入れてください。)

〇〇〇〇/〇〇/〇〇

ボーリングバー 1点

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日撮影

写真

(全体の外観が写るように撮影してください。)

(撮影時可能であれば日付を入れてください。)

〇〇〇〇/〇〇/〇〇

03 事業所の位置及び当該事業所において緊急時対応を行おうとする 一般消費者等の範囲を示した図面



保険の写し（コピー）を添付してください。

04(規則第30条第2項第5号)

保安業務以外の兼業内容に関する書面

業務の種類	業務内容
LPガスに関する業務	① 一般消費者等用LPガス販売 2 工業用LPガス販売 3 LPガス製造(充てん等) ④ LPガス配送 ⑤ LPガス器具販売 ⑥ LPガス設備工事 7 その他()
その他の業務	1灯油販売 2 灯油燃焼機器の販売 3 家庭用電化製品の販売

- (備考) 1 LPガスに関する業務については、現に行っている業務内容の番号に○印を付すこと。
- 2 法人にあっては、定款記載の業務のうち、現に行っている業務を記載すること。

05(規則第30条第2項第7号)

欠格事由非該当誓約書（個人）

私は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条各号に掲げる認定の欠格事由に該当しないことを誓約します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

氏名 大山 健一郎

※押印は不要です。

05(規則第30条第2項第7号)

欠格事由非該当誓約書 (法人)

当社および当社の役員については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条各号に掲げる認定の欠格事由に該当しないことを誓約します。

役職名	氏名	現住所
代表取締役	大山 靖	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
取締役	大山 一男	東京都立川市錦町四丁目6番3号

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
 名称 株式会社 大山商会
 代表者氏名 大山 靖

※押印は不要です。

(備考)役員とは、役員のうち業務を行う者をいい、業務の監査にあたるものは含まれない。

個人の場合 例7 役員及び構成員の構成を説明した書面
は作成不要です。

06(規則第30条第2項第4号)

役員及び構成員の構成に関する書面

当社の役員及び構成員（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第33条で規定する構成員）について、いずれもその3分の2以上の者は下記事項に該当しません。

- 1 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器の製造を主たる事業として行っている者又はその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器の販売事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
- 3 液化石油ガス設備工事の事業を主たる事業として行っている者又はその役職員

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
名称	株式会社 大山商会
代表者氏名	大山 靖

※押印は不要です。